

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「経営理念」として「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」を掲げ、この使命を遂行するためには、ステークホルダーの皆様との信頼関係を維持していくことが必要不可欠であると考えています。当社グループへの確かな評価をもって、ステークホルダーの皆様の期待に応え、その信頼を高めることのできるよう、グループ経営の健全性と透明性を確保するために必要なコーポレート・ガバナンス体制の構築、整備に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3】

当社の取締役会は、社長の立案に基づき、取締役会が指名する独立社外取締役等に諮問のうえ、随時、社長の承継プランを審議し、取締役会の決議をもって策定・見直しを行います。また、当社の取締役会は、社長が退任するときには、この承継プランを踏まえ、社長の後継者となるべき候補者を決定します。

【原則5-2】

2019-2021年中期経営計画では、売上高、営業利益、営業利益率の目標値に加え、自己資本当期純利益率(ROE)の目標値を定め、当社ホームページ等で開示しています。また、その実現のために実行する経営資源の配分等に関する具体的な計画に関しては、現在も引き続き、検討中でありま

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

1. 当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をふまえたコーポレートガバナンスに関する基本方針を策定し、当社ホームページ上で公表しています。以下の各原則に基づき開示すべきとされる事項については、当該基本方針をご参照ください。
<http://www.fujitec.co.jp/ir/news?listyear=2019> 「コーポレートガバナンス基本方針」の改定について」

【原則1-7】、【原則2-6】、【原則3-1】(iii)(iv)(v)、【補充原則4-1-1】、【補充原則4-1-1-1】、【補充原則4-1-1-2】

2. 上記以外の各原則に基づき開示すべきとされる事項については、以下のとおりです。

【原則1-4】

(1) 当社は、取締役会において、取引先企業等との取引関係の維持・強化により、当社の持続的な成長と中長期的企業価値の向上に資すると合理的に判断する場合にあっては、当該企業等が発行する株式を取得、保有することとします。

(2) 取締役会は、第1項に定める方針に沿って当社が保有する株式(以下、「政策保有株式」といいます。)に関し、毎年定期的に、保有に伴うメリット、リスク、資本コストとのバランス等を具体的に精査のうえ、その全部または一部の保有の継続または処分による縮減を検討、判断することとします。

(3) 政策保有株式に係る議決権の行使について、当社は、第1項に定める方針に沿うか、発行会社の経営の健全性、持続的な成長ならびに企業価値の向上に資するか等を総合的に勘案のうえ、当社の企業価値の向上、中長期的な利益に繋がるかどうかを考慮、検討のうえ、その賛否を検討、判断することとします。

【原則3-1】

(i) 当社は、経営理念を制定し、公表しています。また、中期経営計画につきましても策定し、公表しています。詳細は、当社ホームページをご参照ください。

(経営理念)<http://www.fujitec.co.jp/corporate>

(中期経営計画)http://www.fujitec.co.jp/ir/business_policy/plan

(ii) 当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

(v) 第72期株主総会において選任をお諮りした取締役の「候補者とした理由」は、それぞれ以下のとおりです。なお、社外取締役および社外監査役につきましては、本報告書の「II. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご参照ください。また、第72期株主総会終結の時点で監査役の地位にある4名の監査役のうち、社外監査役以外の1名の「候補者とした理由」も併せて以下に記載しています。

(取締役)

内山 高一

米州等の当社子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

岡田 隆夫

東アジアの当社子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

加藤 義一

米州、東アジアの当社子会社経営のほか、日本国内外事業の財務統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

浅野 隆史

米州、東アジアの当社子会社経営のほか、日本国内外商品開発の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

(監査役)

井上 治男

当社事業の統括、東アジアの当社子会社の経営などの経験を経て培われた知見を活かして、監査役職務を適切に遂行することができるものと判断しています(第69期株主総会にて選任)。

【原則4-8】

当社は、取締役会の過半数の独立社外取締役(佐伯取締役・杉田取締役・山添取締役・遠藤取締役・山平取締役の5名)を選任しています。

【原則4-9】

当社の独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、本報告書Ⅱ.1.【独立役員関係】に掲載の「独立役員選任基準」とおりです。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役による他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、2018年度における取締役会の実効性を評価しました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価の概要)

取締役会の資料の十分性、各審議事項についての経営者側からの説明の十分性、議事進行の妥当性、審議時間・開催頻度の妥当性等に関し、全取締役に対するアンケートを行いました。その結果は、大多数の質問事項において、適切、もしくは、ほぼ、問題ない旨の回答が高い割合を占め、2018年度における取締役会の実効性は確保されているものと評価しています。

(今後の取組み)

当該アンケートの結果に鑑み、各取締役への資料提供の時期、内容等を適宜見直し、検討の上、当社の戦略、事業計画、事業分野に関する十分な理解を促すなど、今後とも取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

【原則5-1】

当社は、株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を、以下のとおり定めています。

- (i) 当社は、財務本部長および総合企画本部長がIRを担当し、財務本部、総合企画本部、広報室等のIR活動に関連する部署を管掌するとともに、日常的な部署間の連携を図ります。
- (ii) 株主からの対談・取材の要請は、原則として広報室が受け付けるものとし、財務本部や総合企画本部と連携の上、対応を行います。
- (iii) 当社は、定期的に決算説明会を開催します。決算説明会では、社長および担当役員が説明を行います。
- (iv) 株主から寄せられた意見等情報については、IR担当が適宜にとりまとめ、社長に報告し、また、取締役会等との共有を図ります。
- (v) 当社は、株主との対話において、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上にかかわる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意致します。また、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	5,043,969	6.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,232,500	5.22
株式会社りそな銀行	4,051,638	5.00
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	3,649,079	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,206,200	3.95
チエスマンハツタンバンク ジャスデツク ノントリーティーアカウント (スペク1 ジェン)	2,982,500	3.68
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,863,221	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,311,100	2.85
プリティッシュ エンパイア トラスト ピーエルシー	2,164,900	2.67
株式会社みずほ銀行	1,989,209	2.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項なし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐伯 照道	弁護士											
杉田 伸樹	他の会社の出身者											
山添 茂	他の会社の出身者											
遠藤 邦夫	他の会社の出身者											
山平 恵子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯 照道	○	—	長年にわたって弁護士として企業法務等に携われ、また、社外役員を歴任され、培われた知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。 なお、本報告書Ⅱ.1.【独立役員関係】に掲載の「独立役員選任基準」をみだし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
杉田 伸樹	○	—	長年にわたって、経済学等の大学教授、経済関連省庁等の要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。なお、杉田伸樹氏は会社の経営に関与

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 賢一	○	石川賢一氏が過去に(2014年6月23日まで)勤務されていた株式会社りそな銀行は、当社の株主、金融取引先であり、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同行および同ホールディングスの子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があります。	長年にわたって金融機関の要職に携わられ、培われた財務、会計の経験と見識を活かして、今後とも、当社の監査役職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。なお、石川賢一氏は会社の経営に関与したことがありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。 なお、同氏は、2014年6月23日に株式会社りそな銀行を退行され(現在まで5か年以上を経過し)、本報告書Ⅱ. 1.【独立役員関係】に掲載の「独立役員選任基準」をみだし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
池田 辰夫	○	—	長年にわたって法学教授、弁護士に携わられ、培われた知見を活かして、監査を通じ当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しました。 なお、本報告書Ⅱ. 1.【独立役員関係】に掲載の「独立役員選任基準」をみだし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
平光 聡	○	—	過去に他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、長年にわたって公認会計士として企業の会計監査に携わられ、また、社外監査役を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 なお、本報告書Ⅱ. 1.【独立役員関係】に掲載の「独立役員選任基準」をみだし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 8名

その他独立役員に関する事項

- 独立役員を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。
- 独立役員選任基準
 当社は、取締役会において独立役員に説明のうえ、その了解、推薦または同意をもって、次のいずれの事項にも該当しない人物を独立役員とし、あるいは、次の(a)から(h)までの事項のいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らして独立役員にふさわしいと判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明すること条件に、当該人物を独立役員とします。
 - (a)当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人(あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者)
 - (b) ① 議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人(あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者)

- ② 当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (c) ① 当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先(あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先)
- ② 当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先(あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先)
- ③ 上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
- (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人(あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者)
- (g) ① 当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員(あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者)
- ② 上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者)
- ③ 上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
- (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

業績連動報酬に係る指標および当該指標の選択理由、業績連動報酬の額の決定方法については、本報告書Ⅱ. 1. 【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

ストックオプションの付与対象者を当該対象者としている理由につきましては、本報告書Ⅱ. 1. 【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、及び対象となる役員の数を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 取締役(社外取締役を除く。)の報酬等については、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために業績連動型の報酬体系を採用し、短・中期的な業績向上意欲を高めるために、各事業年度の営業利益を指標とし、その達成度に応じて前事業年度の額を加減算して賞与の支給総額を算定します。また、持続的な業績向上意欲を高めるために、株式報酬としてストックオプションの発行を行うこととし、各事業年度の営業利益の目標を超える業績に達した場合にあっては、その達成度に応じて、発行価額の総額を算定します。
- (2) 個別の取締役(社外取締役を除く。)の基本報酬および(業績連動型報酬の対象となる)賞与については、国内外事業ほか担当業務、その貢献度等に応じて、前事業年度の基本報酬および賞与の額を加減算して配分することとし、また、社外取締役にあっては、他社例等を参酌して定める額に、経験、知見、活動状況等を勘案してその額を決定します。また、取締役(社外取締役を除く。)の基本報酬について、その一定額を役員持株会に拠出することとします。

(3) (1)(2)に掲げる事項のほか取締役報酬等の額・算定方法の決定については、社外取締役の適切な助言、関与が得られるよう、社外取締役の全員が出席する取締役会で審議のうえ、これらの決定方針を決定します。なお、個別の取締役の報酬等の額については、当該取締役会の決議により、当該取締役会の出席取締役に対し、株主総会の決議(※)による報酬等の年額以内で、かつ、取締役会の決定した方針に沿って、これを決定するよう委任することができるものとしています。

※ 役員報酬等に関する株主総会の決議の年月日

取締役および監査役の報酬は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役が年額500万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与とは含まない。)監査役が年額60万円以内と決議されています。また、社外取締役を除く取締役については、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプションとして年額100万円以内で新株予約権を発行することが決議されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催時に使用される資料を事前配布しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社として、取締役9名(うち社外取締役5名)で構成される取締役会が経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成される監査役会が取締役の職務遂行を監査しています。

業務執行体制に関しては、国内外事業の推進を含むグループ経営上の重要事項を審議するために四半期毎に開催する「グローバル経営会議」、ならびに、国内事業に関する重要課題を審議するために毎月開催する「執行役員会議」の重要会議体を設けています。「グローバル経営会議」には、執行役員兼務取締役の全員が出席し、常勤監査役も陪席しています。「執行役員会議」には、国内執行役員兼務取締役の全員が出席しています。加えて、これらの重要会議の議事、結果は、社外取締役に対して、その都度、報告しています。

事業上の様々なリスクの低減を図るため、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全グループ法人のリスク管理に関する対応を含め、コンプライアンス、情報セキュリティ対策の推進、商品の安全性確保などの社会的に大きな影響を与えるリスク要因の早期発見とその対策の実現に取り組み、また、この委員会の下位にはリスク要因別に調査、検討を行う常設委員会を設けています。「リスクマネジメント運営委員会」では、リスクマネジメントを全社的に機能するよう、迅速かつ確かな情報の収集および業務執行上の指導・管理を励行、徹底しています。

「コンプライアンス委員会」では、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図り、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設して、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報等を受けられることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。

また、「情報セキュリティ委員会」では、セキュリティの維持向上をもって情報資産の保護を図るために、セキュリティ・ポリシーおよび対策基準等を定め、情報ネットワーク・システム・機器の使用、取り扱いおよび管理のあり方等を検討、審議のうえ、その指導教育および啓発活動を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1 第1項の基本的な考え方に基づき、業務執行体制において、リスクマネジメント等常設委員会による指導、管理を強化しつつ、執行役員兼務取締役が重要会議に出席するなどによって業務執行状況を監視しています。

また、社外取締役が適切な助言等を行うことができるよう重要会議の議事、結果等を報告し、また、業務執行から独立した監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進するなど、それぞれの役割、機能が有効に作用するよう、ガバナンス体制の最適化を図っています。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の4週間前の発送を基本としています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、2015年は6月23日、2016年は6月23日、2017年は6月22日、2018年は6月22日、2019年は6月21日に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しています。
その他	招集通知の発送前に当社ホームページに開示し、議決権行使の円滑化を図っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内外のアナリスト、機関投資家を中心に、中間・期末決算に合わせ説明会を実施しています。また、電話取材等を含め、個別での対応も行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書、財務ハイライト、(英文)アニュアルレポートなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務本部、総合企画本部及び広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において、ステークホルダーの信頼と満足を高めることを基本理念としつつ、この基本理念に則した経営、人事ならびに企業行動を垂範、実現するために「経営人事理念」及び「企業行動規範」を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動及び地域社会貢献の一環として、一斉清掃、環境美化活動のほか、CO2削減やエコ促進運動などにも参加しており、その取り組みの状況等は、当社ホームページの「CSRの取り組み」 http://www.fujitec.co.jp/corporate/csr/ に紹介(公開)しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規定として「情報開示規定」を策定し、会社情報を迅速、正確かつ公正に開示する方針等を定めています。当社グループにおける決定事実/決算情報、発生事実は、報告を受けたIR担当役員が、適時開示規則等に基づく開示の必要性について判断し、社長に上申するか取締役会に付議され、それぞれ承認があり次第、証券取引所に開示したうえで、当社ホームページに掲載します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、ステークホルダーの皆様の期待と信頼に応え、経営の健全性を確保するために必要な内部統制システムの構築、整備を促進しています。

「経営理念」、「経営人事理念」及び「企業行動規範」に基づき、取締役会決議をもって「内部統制基本方針」を定めており、また、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを機能させるために内部統制推進担当部門を設けて活動を推進しています。また、内部統制の評価、監査に対応して、業務執行各部門の業務プロセスの見える化を図り、内部統制システムを整備しています。

なお、コンプライアンス、リスク管理、情報管理の体制については、「Ⅱ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」のとおり、各専門の委員会を常設のうえ、業務執行上必要な指導、管理等を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況）

(1)基本方針

（イ）反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行いません。

（ロ）反社会的勢力との取引が判明した場合、すみやかに取引の解消に向けて適切な措置を講じます。

（ハ）反社会的勢力への資金の提供を一切行いません。

（ニ）反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。

（ホ）反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

（ヘ）反社会的勢力から役職員の安全を確保します。

(2)整備状況

上記の方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、全役員・社員に周知しています。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制にしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2019年6月開催の第72期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(大規模買付ルール)を更新しています。この方針の詳細については、当社ホームページ(<http://www.fujitec.co.jp/ir/news?listyear=2019>「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について」)に掲載しています。

なお、上記の対応方針の概要は、以下のとおりです。

(イ)大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対し、(イー1)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(イー2)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(イー3)当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループに対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合など、事前に定められた客観的発動要件が充足されなければ対抗要件が発動されないよう大規模買付ルールを設定しており、その要件を満たすときには、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当てを行います。

(ロ)独立委員会の設置と独立委員会への諮問

当社は、大規模買付ルールに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。

なお、当社取締役会は、独立委員会による新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告が行われた場合、原則的に、株主の皆様意思を確認するために株主総会を開催するものとします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項なし

図1. コーポレート・ガバナンス体制

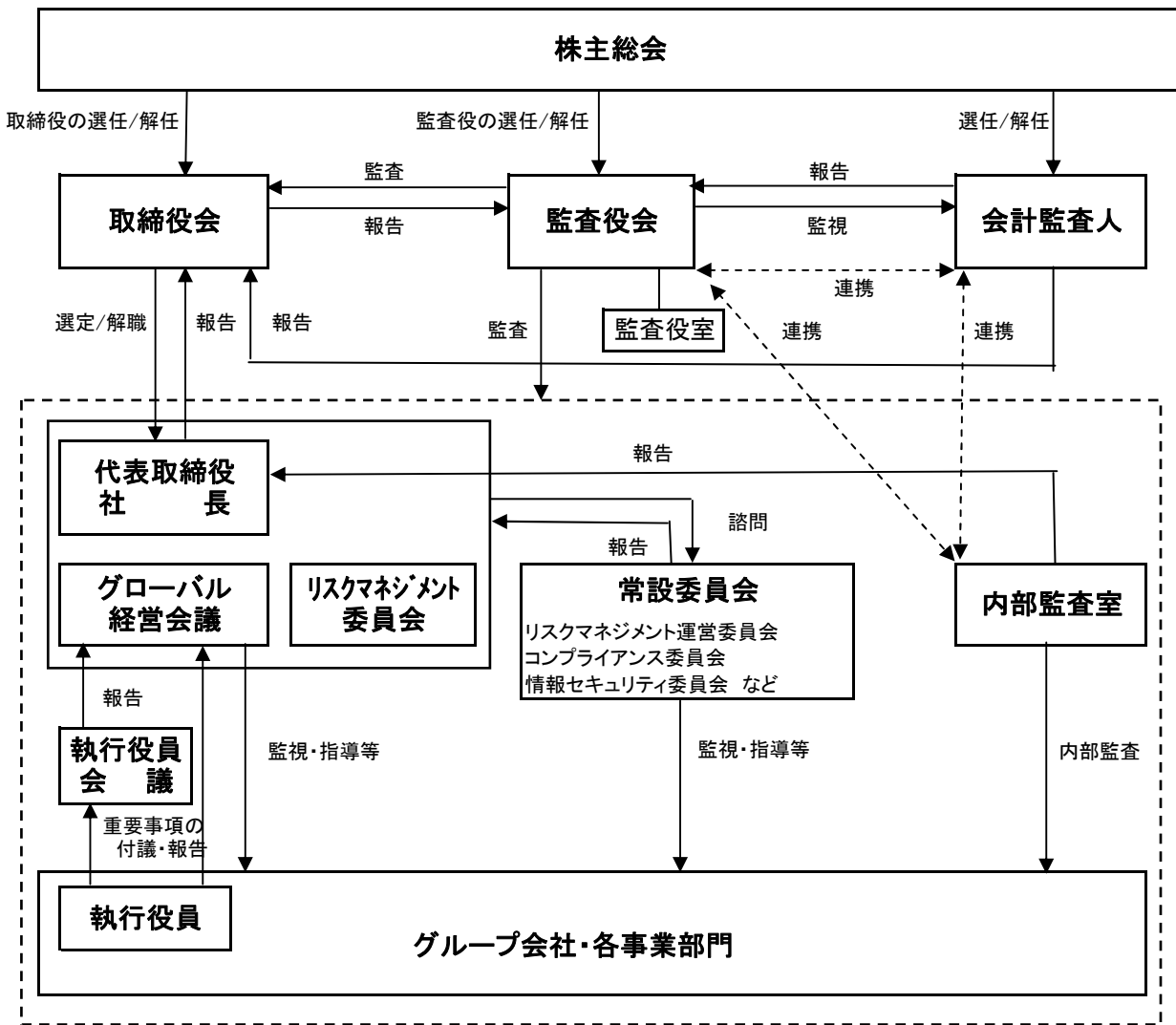


図2. 適時開示体制フロー図

